



宮 崎 県 公 報

平成24年 3 月30日（金曜日）号外 第 19 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁
○宮崎県財務規則の一部を改正する規則……………（財政課） 1	
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則……（国保・援護課） 3	

○指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の指定等に関する規則の一部を改正する規則……………（長寿介護課） 41	
告 示	
○統計審議会規程の一部を改正する告示……………（統計調査課） 51	

規 則

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第26号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（収入金の徴収又は収納の委託）</p> <p>第47条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 徴収受託者及び令第 158条第 1 項の規定により収入金の収納の事務の委託を受けた者（以下本条において「収納受託者」という。）は、納入義務者から受託に係る収入金を徴収し、又は収納したときは、委託収納領収証を交付するとともに当該収入金を、直ちに（契約に別段の定めのあるものについては、その定めた日までに）、現金払込書により指定金融機関等に払い込まなければならない。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 徴収受託者及び収納受託者は、受託に係る収入金の徴収又は収納を行うときは、収入事務委託身分証を携帯し、納入義務者から要求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>（県税の収納事務の委託）</p> <p>第47条の 2 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項に規定する収納金払込報告書及び関係書類の提出については、当該収納金払込報告書及び関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子</u></p>	<p>（収入金の徴収又は収納の委託）</p> <p>第47条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 徴収受託者及び令第 158条第 1 項の規定により収入金の収納の事務の委託を受けた者（以下本条において「収納受託者」という。）は、納入義務者から受託に係る収入金を徴収し、又は収納したときは、委託収納領収証を交付するとともに当該収入金を、直ちに（契約に別段の定めのあるものについては、その定めた日までに）、現金払込書<u>その他知事が認めた方法</u>により指定金融機関等に払い込まなければならない。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 <u>前項に規定する収納金払込報告書及び関係書類の提出については、当該収納金払込報告書及び関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条及び第47条の 3 において同じ。）により行うことができる。</u></p> <p>8 徴収受託者及び収納受託者は、受託に係る収入金の徴収又は収納を行うときは、収入事務委託身分証を携帯し、納入義務者から要求があったときは、これを提示しなければならない。<u>ただし、知事が特に認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>（県税の収納事務の委託）</p> <p>第47条の 2 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項に規定する収納金払込報告書及び関係書類の提出については、当該収納金払込報告書及び関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録により行うことができる。</p>

計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）により行うことができる。

（予算執行の伺い及び合議等）

第54条 [略]

2 部局において次に掲げる経費に係る予算執行何又は債務負担行為をするときは、財政課長に合議しなければならない。ただし、第3号から第5号まで及び第7号に掲げる経費のうち宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）に定める課長の専決すべきものに係る予算執行何については、この限りでない。

(1)～(3) [略]

(4) 使用料及び賃借料（会場借上料、自動車駐車料、道路使用料、日本放送協会受信料、宮崎県自動車等管理要綱（平成19年10月1日定め）第14条に規定する営業用自動車の借上料、電波利用料及び自動更新された事務用機器の賃貸借契約に係るものを除く。）

(5)～(13) [略]

3～5 [略]

（入札保証金）

第 100条 令第 167条の 7（令第 167条の13及び令第 167条の14において準用する場合を含む。）の規定による入札保証金の率は、入札金額の 100分の 5（予定価格を公表し、電子入札（宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年宮崎県条例第47号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して行う入札をいう。以下同じ。）により行う普通財産（不動産に限る。）の売払いについては、予定価格の 100分の10）以上とする。

2 [略]

（契約保証金）

第 101条 令第 167条の16第1項に規定する契約保証金の率は、契約金額（予定価格を公表し、電子入札により行う普通財産（不動産に限る。）の売払いについては、予定価格）の 100分の10以上とする。

2 [略]

別表第 3（第 7 条関係）

[略]		
北部港湾事務所の出納員	北部港湾事務所北浦駐在所の金銭分任出納員	当該港湾施設の使用料の収納に関すること。
[略]		

別表第10（第 152条の 2 関係）

主管の部局又はかい名	物品取扱者を置く出先機関等名
[略]	[略]
延岡わかあゆ支援学校	延岡わかあゆ支援学校高千穂校

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（予算執行の伺い及び合議等）

第54条 [略]

2 部局において次に掲げる経費に係る予算執行何又は債務負担行為をするときは、財政課長に合議しなければならない。ただし、第3号から第5号まで及び第7号に掲げる経費のうち宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）に定める課長の専決すべきものに係る予算執行何については、この限りでない。

(1)～(3) [略]

(4) 使用料及び賃借料（会場借上料、自動車駐車料、道路使用料、日本放送協会受信料、宮崎県自動車等管理要綱（平成19年10月1日定め）第14条に規定する営業用自動車の借上料及び自動更新された事務用機器の賃貸借契約に係るものを除く。）

(5)～(13) [略]

3～5 [略]

（入札保証金）

第 100条 令第 167条の 7（令第 167条の13及び令第 167条の14において準用する場合を含む。）の規定による入札保証金の率は、入札金額の 100分の 5（予定価格を公表し、電子入札（宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年宮崎県条例第47号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して行う入札をいう。以下同じ。）により行う普通財産（不動産に限る。）及び物品の売払いについては、予定価格の 100分の10）以上とする。

2 [略]

（契約保証金）

第 101条 令第 167条の16第1項に規定する契約保証金の率は、契約金額（予定価格を公表し、電子入札により行う普通財産（不動産に限る。）及び物品の売払いについては、予定価格）の 100分の10以上とする。

2 [略]

別表第 3（第 7 条関係）

[略]		
串間土木事務所及び港湾事務所の出納員	串間土木事務所及び当該港湾事務所の金銭分任出納員	当該事務所に属する宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）に規定する入港料、施設使用料、港湾施設用地使用料、占用料及び土砂採取料の収納並びに宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）に規定する使用料、漁港施設占用料、土砂採取料及び水域等占用料の収納に関すること。
[略]		

別表第10（第 152条の 2 関係）

主管の部局又はかい名	物品取扱者を置く出先機関等名
[略]	[略]
延岡しろやま支援学校	延岡しろやま支援学校高千穂校

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第27号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和57年宮崎県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(備付書類)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 福祉事務所長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項を整理しておかなければならない。</p> <p>(1) <u>面接記録票</u>（別記様式第5号）</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(生活保護申請書等)</p> <p>第3条 省令第2条第1項に規定する書面は、生活保護申請書（別記様式第10号）<u>又は保護変更申請書（別記様式第11号）</u>によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>第1項の書面に添付する書類の様式は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>給与証明書</u>（別記様式第13号）</p> <p>(2) <u>家賃・間代・地代・敷金等証明書</u>（別記様式第14号）</p> <p>(保護決定通知書等)</p> <p>第4条 法第24条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）第25条第2項及び第26条に規定する書面は、保護開始決定通知書（別記様式第15号）、保護変更決定通知書（別記様式第15号の2）、<u>保護停止・廃止決定通知書（別記様式第15号の3）</u>又は保護申請却下決定通知書（別記様式第16号）によるものとする。</p> <p><u>(収入申告書)</u></p> <p>第8条 福祉事務所長は、被保護者の収入の認定等を行うときは、<u>当該被保護者に収入申告書（別記様式第23号）の提出を求めなければならない。</u></p> <p><u>(保護施設業務報告)</u></p> <p>第15条 保護施設の管理者は、次に掲げる書類をそれぞれ当該各号に定める期日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>前月分保護実施報告書</u>（別記様式第34号） 毎月7日</p> <p>(2) <u>翌年度収支予算書</u> 毎年3月10日</p> <p><u>(保護施設変更届出書等)</u></p> <p>第17条 [略]</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第24条 福祉事務所長は、法第77条第1項の規定により費用の徴収を命ずるときは費用徴収決定通知書<u>（その1）</u>（別記様式第47号）、法第78条の規定により費用の徴収を命ずるときは費用徴収決定通知書<u>（その2）</u>（別記様式第48号）によるものとする。</p> <p><u>(不服申立書)</u></p> <p>第25条 <u>法に基づく処分に係る審査請求又は再審査請求は、審査（再審査）請求書（別記様式第49号）によるものとする。</u></p> <p><u>(繰替支弁金請求書)</u></p> <p>第26条 福祉事務所長は、法第72条第1項又は第2項の規定により繰替支弁したときは、当該繰替支弁に係る費用を負担すべき都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村に対し支出に関する証拠</p>	<p>(備付書類)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 福祉事務所長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項を整理しておかなければならない。</p> <p>(1) <u>相談記録票</u>（別記様式第5号）</p> <p>(2) <u>相談受付簿</u>（別記様式第5号の2）</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>(生活保護申請書等)</p> <p>第3条 省令第2条第1項に規定する書面は、生活保護申請書（別記様式第10号）によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(保護決定通知書等)</p> <p>第4条 法第24条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）第25条第2項及び第26条に規定する書面は、保護開始決定通知書（別記様式第15号）、保護変更決定通知書（別記様式第15号の2）、<u>保護停止決定通知書（別記様式第15号の3）</u>、<u>保護廃止決定通知書（別記様式第15号の4）</u>又は保護申請却下決定通知書（別記様式第16号）によるものとする。</p> <p>第8条 削除</p> <p>第15条 削除</p> <p><u>(保護施設変更認可申請書)</u></p> <p>第17条 [略]</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第24条 福祉事務所長は、法第77条第1項の規定により費用の徴収を命ずるときは費用徴収決定通知書（別記様式第47号）、法第78条の規定により費用の徴収を命ずるときは費用徴収決定通知書（別記様式第48号）によるものとする。</p>

書類の写しを添えて、その費用の弁償を請求しなければならない

○

別記様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号 (第 2 条関係)

保 護 決 定 調 書	

起案	決裁	年 月 日	/ 頁
決			
裁			

支給対象月
支給 区分
決定年月日

地区名	ケース番号	世帯主氏名	開始年月日

担当員	現在地	代表級地	国籍	世帯型	労働力類型	ケース付	保護歴	世帯分離	単併

通知 No 決定理由 ◆過払・手持金・手計算結果等

最低生活費認定欄

No	氏 名		性別	級地	生活類型	認定率	加 算		実費等認定額		学 校	教育費	教材代	
	生年月日	他 法	年齢		基準生活費	冬 季 加 算	認 定 額	認定率	介護保険料	期末一時扶助	学 年	給食費	交通費	

基準生活費	加 算	居 宅 分		別居・入院分		生活費計	住 宅 費			教育費計	施 設 事務費	最低生活費
		人数	2 類基準額	人数	2 類基準額		種類	全員入院	実際家賃額			

収入認定欄

No	就労収入		夏季賞与等	不就労収入			基礎控除	未成年新規	特別控除	介護保険料	不就労経費
	(1)	(2)	冬季賞与等	(1)	(2)	(3)					

収入認定額	分割収入充当額	収入認定総額	控除総額	収入充当額	番号	分割収入充当内訳	番号	分割収入充当内訳

扶 助 額 決 定 欄

生 活	住 宅	教 育	施設事務費	計	一時扶助	期末一時扶助	合 計	本人支払額

追 給 ・ 過 支 給 額

月 分	生 活	住 宅	教 育	施設事務費	計	一時扶助	期末一時扶助	合 計	当 月 本人支払額

一 時 扶 助 内 訳 (再掲)

()	()	()	()	()	()	()	()
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

支払方法	区 分	送 金 先	金融機関	預金種別	口座番号	口座名義 (姓)	金 額

様式第 5 号 (第 2 条関係)

供覧・ 決裁					

相 談 記 録 票

		相談区分	面接(来所)・面接(訪問)・電話				
相談年月日	年 月 日 ()	対応職員					
相談者	氏名	(歳)		電話番号			
	対象者との関係		住所				
対象者の世帯	住所				電話番号		
	住居	持家 ・ 借家 (公営住宅 ・ 民間) 家賃 (月額 円)					
	続柄	氏 名	年齢	健康状態	職業・学年	収入 (種類等)	備考
相談回数	初回 : () 回目 (前回相談日: 年 月 日)						
保護歴の有無	なし : あり (年 月 日 ~ 年 月 日、)						
相談内容						
急迫状況の判断	預貯金・現金等の保有状況						
	ライフラインの停止・滞納状況						
	国民健康保険等の滞納状況						
制度の説明	実施 (保護のしおり等: 配付 ・ 未配付) ・ 未実施						
申請意思の確認	確認済 (申請意思あり (申請書 交付 ・ 未交付) ・ 申請意思なし)						
	未確認 (理由:)						
相談者への助言内容						
面接結果	申請書受理 ・ 相談のみ (理由:)						

別記様式第9号の2中 「」 を 「」 に、 「」 を 「」 に改める。

別記様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第3条関係）

<input type="text" value="町村受付印"/>	（表 面） 生 活 保 護 申 請 書 年 月 日	<input type="text" value="福祉事務所
受付印"/>
------------------------------------	---------------------------------	--

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長 殿
福祉事務所長

〒
申請者 住 所

氏 名 ()
電話番号 ()
保護を受けようとする者との関係 ()

次のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。

保護を受けたい者の住所又は居所								
家 族 の 状 況	続柄	ふりがな 氏 名	性別	生年月日	職業又は 学 年 等	健康状態	入 院 等 通院先	
	世帯主	1		男女				
		2		男女				
		3		男女				
		4		男女				
		5		男女				
		6		男女				
		7		男女				
		8		男女				
		9		男女				
資産の状況（別添1）		収入の状況（別添2）		関係先照会への同意書（別添3）				
保護を申請する理由（具体的に記入してください。）								

記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。

（裏 面）

記入上の注意

- （1） 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は、保護を受けようとする者に記入してもらってください。
- （2） 変更申請の場合は、変更に係る事項を記入し、別添の書類の提出については、福祉事務所の長（西臼杵支庁長、福祉こどもセンター所長又は福祉事務所長）の指示に従ってください。
- （3） 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(別添 1)

(表 面)

資 産 の 状 況

年 月 日

西臼杵支庁長

福祉こどもセンター所長 殿

福祉事務所長

申告者 住 所
氏 名

㊟

私の世帯の資産の保有状況は、次のとおりです。

1 不動産

区 分		延 面 積	所 有 者 氏 名	所 在 地
土 地	宅 地	有・無		
	田 畑	有・無		
	山 そ の 林 他	有・無		
建 物	居 住 用	持 家		
		貸間・賃家		家賃 円
	そ の 他	有・無		

2 生命保険その他の保険

有 ・ 無	契 約 先			
	証 書 の 記 号 番 号			
	保 険 の 種 類			
	契 約 年 月 日 ・ 終 期			
	保 険 金 額	円	円	円
	保 険 料	円	円	円
	保 険 契 約 者			
	被 保 険 者			
	満 期 時 受 取 人			
死 亡 時 受 取 人				

記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。

(裏 面)

3 現金・預貯金・有価証券

現 金	有・無	円			
預 貯 金	有・無	預 金 先	口 座 番 号	口 座 氏 名	預 貯 金 額
					円
有 価 証 券	有・無	種 類	額 面	評 価 概 算 額	
				円	

4 その他の資産

自 動 車 (自動二輪を含む。)	有・無	使用状況	所 有 者 氏 名	車 両 番 号	種 類	排気量	年 式
		使 用 未使用					
貴 金 属	有・無	品名					
その他高価なもの	有・無						

5 負債 (借金)

有・無	金 額	借 入 先
	円	

記入上の注意

- (1) この申告書は、保護を受けようとする者が記入してください。
- (2) 資産の種類ごとにその有無について○で囲んでください。土地については、借地などの場合も記入してください。
- (3) 有を○で囲んだ資産については、次に従って記入してください。
 - ア 同じ種類の資産を複数保有している場合は、そのすべてを記入してください。
 - イ 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は、現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。
 - ウ 貴金属は、例えば「ダイヤの指輪」等と記入してください。
- (4) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (5) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(別添 2)

(表 面)

収 入 の 状 況

年 月 日

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長 殿
福祉事務所長

申告者 住 所
氏 名 ㊟

私の世帯の総収入は、次のとおりです。

1 働いて得た収入

収 入 を 得ている者の 氏 名	仕 事 の 内 容 ・ 勤 務 先 等	前 3 箇 月						当 月 分 (見込額)	
		月 分		月 分		月 分		日 数	金 額 (円)
		日 数	金 額 (円)	日 数	金 額 (円)	日 数	金 額 (円)		
			()		()		()		()
			()		()		()		()
			()		()		()		()
差引収入額 (収入額－必要経費)									

2 仕送収入・恩給等の収入・財産収入・臨時収入

仕送収入 (贈与を含む。)	有 ・ 無	仕 送 人 氏 名			
		申 告 者 と の 続 柄			
		仕 送 金 額	円	円	円
		仕 送 品 名			
		必 要 経 費	円	円	円

記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。

(裏 面)

恩給・年金・ 雇用保険等の 収入	有	種 類			
		記 号 番 号			
	無	受給者氏名			
		金 額	円	円	円
		必 要 経 費	円	円	円
財 産 収 入	有	種 類	家賃・間代・その他 ()		
	無	金 額	円	必 要 経 費	円
臨 時 収 入	有	種 類	物品売却・保険金・その他 ()		
	無	金 額	円	必 要 経 費	円

3 収入がない場合 (収入のない理由を○で囲んでください。)

- (1) 病 気 (2) 老 齢 (3) 身体の障害 (4) 失 業 (5) 育 児
(6) その他 ()

記入上の注意

- (1) この申告書は、保護を受けようとする者が記入してください。
- (2) 1の収入については、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入ごとに記入してください。
() 内には、その収入を得るために要した費用 (交通費、仕入代、社会保険料等) を記入してください。
- (3) 農業収入については、前1年間の総収入のみを「当月分」欄に記入してください。
- (4) 2の収入については、その有無を○で囲んでください。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- (5) 書ききれない場合は、別紙に記入の上添付してください。
収入のうち証明書等の取れるもの (例えば、勤務先の給与証明書、各種保険支払通知書等) は、この申請書に必ず添付してください。
- (6) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(別添 3)

同 意 書

保護の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の資産及び収入の状況につき、貴〔西臼杵支庁
福祉こどもセンター
福祉事務所〕が官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主、その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴〔西臼杵支庁
福祉こどもセンター
福祉事務所〕の調査囑託又は報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

住 所
氏 名

㊦

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長 殿
福祉事務所長

別記様式第11号を次のように改める。

様式第11号 削除

別記様式第12号を次のように改める。

様式第12号 (第3条関係)

町村受付印

福祉事務所
受付印

葬 祭 扶 助 申 請 書

年 月 日

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長 殿
福祉事務所長

申請者 住 所
氏 名 ㊟

次のとおり生活保護法による葬祭扶助を申請します。

死 者	氏 名	年 月 日生	葬祭を行う 者との関係	
	死 亡 年月日	年 月 日	死亡時の住 所又は居所	
葬祭予定日		年 月 日		
葬 祭 費		遺 留 金 額	差 引 不 足 額	
円		円	円	
備考 (葬祭費、遺留金額の内訳その他必要な事項を具体的に記入してください。)				

別記様式第13号を次のように改める。

様式第13号 削除

別記様式第14号を次のように改める。

様式第14号 削除

別記様式第15号及び別記様式第15号の2中 「 西白杵支庁長 西白杵支庁長
福祉事務所長 を 福祉こどもセンター所長 に、
福祉事務所長 」

〔注〕 1 この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日
以内に宮崎県知事に対し、審査請求をすることができます。 を

〔注〕 1 この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対
し審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日か
ら起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）この
決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁
決がないとき、決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その
他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提
起することができます。

に改める。

別記様式第15号の3を次のように改める。

様式第15号の3 (第4条関係)

年 月 日

住所

氏名

様

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

保 護 停 止 決 定 通 知 書

生活保護法による保護を下記のとおり停止したので通知します。

記

1 停止した保護の種類

2 停止する期間
年 月 日 から 月 (日) 間
年 月 日 まで

3 理 由

(注) この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき、決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第15号の3の次に次の1様式を加える。

様式第15号の4（第4条関係）

年 月 日

住所
氏名 様

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

保 護 廃 止 決 定 通 知 書

生活保護法による保護を下記のとおり廃止したので通知します。

記

- 1 廃止した保護の種類
- 2 廃止した時期
- 3 理 由

(注) この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき、決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第16号中 「 西白杵支庁長
福祉事務所長 」 を 「 西白杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長 」 に、

「 (注) 1 この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日
以内に宮崎県知事に対し、審査請求をすることができます。 を 」

「 (注) この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対し
審査請求をすることができます。
また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から
起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）この決定
の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がない
とき、決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を
経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起すること
ができます。 に改める。 」

別記様式第17号から別記様式第19号までを次のように改める。

様式第17号 (第5条関係)

転 出 通 知 書

年 月 日

殿

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

次の者は、当〔西臼杵支庁
福祉こどもセンター
福祉事務所〕において生活保護法による保護を受けておりました
が貴管内に転出しましたので通知します。

1 転出者の氏名及び住所

氏名.....

転出前
の住所.....

転出先
の住所.....

2 転出者の世帯の状況

家 族 構 成					収入の状況 (仕送り、資産等を含む。)
人員	氏 名	年齢	続柄	職 業	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

3 保護の種類、程度、方法

区 分	種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	介護扶助	
	程 度		円	円	円		
方 法							

4 保護の経過

保護開始年月日 年 月 日

保護廃止年月日 年 月 日

5 転出の年月日及び理由

.....

.....

.....

6 参考事項

.....

.....

.....

.....

.....

様式第18号（第6条関係）

指 導 指 示 書

住 所

氏 名

様

生活保護法第27条の規定により、下記のとおり指導指示をします。

この指導指示について、あなたが行った結果（できない場合はその理由）を別紙指導指示に対する報告書により 年 月 日までに報告してください。

年 月 日

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

記

（注意事項）

- 1 正当な理由なくこの指導指示に従わないときは、生活保護法第62条第3項の規定により、あなたに対する保護が変更し、停止し、又は廃止されることがあります。
- 2 1により保護を変更し、停止し、又は廃止するときは、改めて通知します。
- 3 この指導指示についてわからないことがあるときは、早めに当
西臼杵支庁
福祉こどもセンター
福祉事務所
にお尋ねください。

(別紙)

指 導 指 示 に 対 す る 報 告 書

年 月 日

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長 殿
福祉事務所長

住 所

氏 名

㊦

年 月 日付けで指導指示のありました事項について、その結果を下記
のとおり報告します。

記

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

様式第19号（第7条関係）

年 月 日

検 診 命 令 書

検診を受ける者の
住 所
氏 名 様

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

下記により検診を受けてください。

記

- 1 検診を受ける日時 年 月 日 時
- 2 検診を受ける場所
- 3 検診を行う医療機関
の名称及び担当医師
の氏名
- 4 検診を受けさせる
理由

注 意

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参してください。
- 2 この検診命令を受けないと生活保護法第28条第4項の規定により、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります。
- 3 この検診命令について疑問がある場合には、福祉事務所に相談してください。

(参考)

生活保護法（抜粋）

（調査及び検診）

第28条 保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2 略

3 略

4 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

別記様式第20号中 「西臼杵支庁長 福祉事務所長」を「西臼杵支庁長 福祉こどもセンター所長 福祉事務所長」に改める。

別記様式第21号中 「西臼杵支庁長 福祉事務所長 殿」を「西臼杵支庁長 福祉こどもセンター所長 殿 福祉事務所長」に、「西臼杵支庁長又は福祉事務所長」を「上記福祉事務所の長」に改める。

別記様式第22号中 「西臼杵支庁長 福祉事務所長 殿」を「西臼杵支庁長 福祉こどもセンター所長 殿 福祉事務所長」に、「西臼杵支庁長又は福祉事務所長あて」を「上記福祉事務所の長宛に」に改める。

別記様式第23号を次のように改める。

様式第23号 削除

別記様式第24号から別記様式第26号までを次のように改める。

様式第 24 号（第 9 条関係）

年 月 日

様

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

調 査 依 頼 書

保護の決定又は実施のために必要がありますので、生活保護法第 29 条の規定により、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当 西臼杵支庁
福祉こどもセンター
福祉事務所 において厳秘資料として扱いますので、念のため申し添えます。

記

1 調査を要する者

住 所
(旧住所)
(旧住所)
(旧住所)

氏 名

2 調査依頼事項

(参考)

生活保護法（抜粋）

(調査の嘱託及び報告の請求)

第 29 条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

※お手数ですが、年 月 日までに御回答ください。

担当： () TEL

様式第25号 (第10条関係)

年 月 日

様

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

扶 養 照 会 書

あなたの がおられる次の家庭は、 に困り生活保護法による保護を申請され (受け) ています。保護を行うに当たっては、民法に定める扶養義務者の扶養が優先して行われることになっておりますので、別紙扶養届出書によりまでに回答くださるようお願いいたします。

なお、回答が遅れますと保護の決定又は実施に支障が生じますので、期日は特にお守りください。また、扶養届出書に記入できないような事柄がありましたら、別に詳しく書いて一緒にお送りください。

1 保護を申請され (受け) ている家庭の住所及び氏名

続柄	氏名	続柄	氏名
----	----	----	----

2 家庭の事情

(参考)

生活保護法 (抜粋)

(保護の補足性)

第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法 (明治 29 年法律第 89 号) に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 略

民法 (抜粋)

第 877 条 直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 略

分からないことや、その他お聞きになりたいことがある場合は次の所へ御連絡ください。

照会先 〒

Tel

担当員

(別紙)

扶 養 届 出 書

年 月 日

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長 殿
福祉事務所長

届出者住所

氏名

印

(電話)

先に照会のありました
とお届け出ます。

の扶養については、次の

1 今まで扶養されていたらその状況を御記入ください。

(該当するものに○をつけてください。)

(1) 年 月頃より月 円 (年 円) を送金している。

(2) 品物等の援助 (具体的な内容)

2 現在の家庭との交流状況をお聞かせください。

(1) 時折帰省している。(年 回)

(2) 電話したり、手紙を出している。(年 回)

(3) 交流はない。

3 これからの扶養についてお聞かせください。

精神的な援助について

※精神的な援助…定期的な訪問、電話、手紙等金銭的な援助以外の関わりのことを言います。

(1) 精神的な援助について

ア できます。

イ できません。(理由)

(2) 上記(1)で「できます」と答えた場合、具体的な支援の内容及び頻度についてお聞かせください。

※緊急連絡先 (電話番号 - -)

金銭的な援助について

(1) 1月当たり次の金額を送金する。(送金できる金額を該当欄に記入してください。)

金額の区分	扶 養 額	金額の区分	扶 養 額
1,000 円以上 5,000 円未満	円	20,000 円以上 30,000 円未満	円
5,000 円以上 10,000 円未満	円	30,000 円以上 40,000 円未満	円
10,000 円以上 20,000 円未満	円	40,000 円以上	円

(2) お盆に 円、正月に 円送金する。

(3) 品物等で援助する。(具体的な内容)

(4) 援助できない。(理由)

(5) 引取り扶養について

ア すぐにでも引き取りたい。

イ すぐには無理だが、引取り扶養することを考えている。(年 月頃より)

ウ 引取りできない。(理由)

様式第26号(第11条関係)

生活保護費支給明細書

年月日	ケース番号	被保護世帯主氏名	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助 医療移送	町	村	地	区	担当員	支給年月				支給区分	頁
												合計	介護 保険料	住宅費	教育費		
.....			生	住	教	医移											
.....			生	住	教	医移											
.....			生	住	教	医移											
.....			生	住	教	医移											
.....			生	住	教	医移											
.....			生	住	教	医移											
.....			生	住	教	医移											
.....			生	住	教	医移											
.....			生	住	教	医移											
.....			生	住	教	医移											
.....			生	住	教	医移											
.....			生	住	教	医移											
		[計]	生	住	教	医移											計

別記様式第27号中 「西臼杵支庁長 福祉事務所長」 を 「西臼杵支庁長 福祉こどもセンター所長 福祉事務所長」 に改める。

別記様式第30号から別記様式第33号までを次のように改める。

様式第30号 (第13条関係)

保 護 施 設 設 置 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

市町村長 ⑩
地方独立行政法人理事長

生活保護法による保護施設を下記のとおり設置しますので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 保護施設の所在地、名称及び種類
- 2 建物その他の設備の規模及び構造
- 3 取扱定員
- 4 事業開始の予定年月日
- 5 経営の責任者及び保護の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
- 6 経理の方針
- 7 添付書類
 - (1) 管理規程 (案)
 - (2) 建物の位置図及び平面図
 - (3) 市町村が他の市町村に設置する場合は、当該他の市町村の同意書
 - (4) 地方独立行政法人が設置する場合は、設置しようとする区域の市町村の意見書

様式第31号 (第13条関係)

保 護 施 設 設 置 認 可 申 請 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

法人住 所

名 称

代表者氏名

㊦

生活保護法による保護施設を下記のとおり設置したいので、認可して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 保護施設の名称、所在地及び種類
- 2 設置者たる法人の名称、所在地及び資産の状況
- 3 法人の代表者の氏名、住所及び資産の状況
- 4 建物その他の設備の規模及び構造
- 5 取扱定員
- 6 事業開始の予定年月日
- 7 経営の責任者及び保護の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
- 8 経理の方針
- 9 添付書類
 - (1) 定款その他の基本約款
 - (2) 設置しようとする区域の市町村の意見書
 - (3) 管理規程 (案)
 - (4) 建物の位置図及び平面図
 - (5) 法人の設立認可書の写し

様式第32号（第14条関係）

保 護 施 設 事 業 開 始 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

施設所 在 地

名 称

管理者氏名

㊟

下記のとおり事業を開始しましたので届け出ます。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 利用者の状況

定 員	現 在 員	内 訳			
		生活保護法適用		同法非適用	
		男	女	男	女
人	入 所 人	人	人	人	人
	その他 人	人	人	人	人

3 添付資料

保護施設台帳

(裏 面)

経営事業項目	入所者の状況	定員	現在員	内			年月日現在
	保護施設に要する費用の財源			法該当者	非該当者	計	
経営の状況	入所(取扱)人員	人	人	人	人	人	人
設備費総額及びその財源	総額	内			設置者負担額	創設・改造 拡張・修理の別	国庫補助指令 年 月 日
		国庫補助金	県補助金	設置者負担額			
	円	円	円	円			
資産及び負債の状況	資産及び負債状況						
	摘要						

別記様式第34号を次のように改める。

様式第34号 削除

別記様式第35号中 「西臼杵支庁長 殿 を 「西臼杵支庁長 福祉子どもセンター所長 殿 に改める。
福祉事務所長 」 福祉事務所長 」

別記様式第37号中「に基づき」を「により」に改める。

別記様式第38号を次のように改める。

様式第38号（第18条関係）

保護施設廃止（事業縮小、休止）報告（通知）書

年 月 日

宮崎県知事 殿

市町村長
地方独立行政法人理事長 ㊟

保護施設を廃止（事業縮小、休止）しましたので、生活保護法施行規則第7条の規定
第8条

により、下記のとおり報告
通知

記

- 1 施設の名称及び種類
- 2 廃止（事業縮小、休止）年月日
- 3 廃止（事業縮小、休止）をした理由
- 4 入所者の措置

別記様式第39号中「に基づき」を「により」に、「収容中の被保護者」を「入所者」に改める。

別記様式第45号中 「 西臼杵支庁長
福祉事務所長 」 を 「 西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長 」 に改める。

別記様式第46号から別記様式第48号までを次のように改める。

様式第46号（第23条関係）

費 用 返 還 命 令 書

月 年 日

様

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

生活保護法第63条の規定により、下記のとおり費用の返還を命じます。

記

- 1 返還すべき金額 円
- 2 返還すべき理由
- 3 納入方法・納入期限

(注) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき、決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第48号（第24条関係）

費 用 徴 収 決 定 通 知 書

月 年 日

様

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

生活保護法第78条の規定により、あなたがこれまでに受けた（
に
受けさせた）生活保護費について下記のとおり費用を徴収することを決定したので納入す
るよう命じます。

記

- 1 費用徴収金額 円
- 2 費用徴収理由
- 3 納入方法・納入期限

（注） この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して
60日以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます。
また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6
か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事とな
ります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第49号及び別記様式第50号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の生活保護法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の生活保護法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第28号

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の指定等に関する規則（平成11年宮崎県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者（以下「介護保険事業者等」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）、 <u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）</u> 及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者（以下「介護保険事業者等」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。
(指定等の申請)	(指定等の申請)
第2条 法第70条第1項、第79条第1項若しくは第86条第1項の指定の申請、法第94条第1項の許可の申請又は法第107条第1項若しくは第115条の2第1項の指定の申請は、指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）指定（開設許可）申請書（別記様式第1号）によってしなければならない。	第2条 法第70条第1項、第79条第1項若しくは第86条第1項の指定の申請、法第94条第1項の許可の申請又は法第115条の2第1項の指定の申請は、指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）指定（開設許可）申請書（別記様式第1号）によってしなければならない。
(指定等の更新)	(指定等の更新)
第3条 法第70条の2第4項（法第115条の10において準用する場合を含む。）において準用する法第70条第1項、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項若しくは法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の指定の更新の申請、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の許可の更新の申請又は法第107条の2第4項において準用する法第107条第1項の指定の更新の申請は、指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）指定（開設許可）更新申請書（別記様式第2号）によってしなければならない。	第3条 法第70条の2第4項（法第115条の11において準用する場合を含む。）において準用する法第70条第1項、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項若しくは法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の指定の更新の申請、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の許可の更新の申請又は旧法第107条の2第4項において準用する旧法第107条第1項の指定の更新の申請は、指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）指定（開設許可）更新申請書（別記様式第2号）によってしなければならない。
(指定居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出)	(指定居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出)
第4条 法第71条第1項ただし書又は第72条第1項ただし書（法第115条の10において準用する場合を含む。）の申出は、指定を不	第4条 法第71条第1項ただし書又は第72条第1項ただし書（法第115条の11において準用する場合を含む。）の申出は、指定を不

要とする旨の申出書（別記様式第 3 号）によってしなければならない。

（変更等の届出）

第 5 条 法第 75 条、第 82 条、第 89 条、第 99 条、第 111 条又は第 115 条の 5 の規定による届出は、変更に係るものにあつては変更届出書（別記様式第 4 号）によって、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては事業廃止（休止、再開）届出書（別記様式第 5 号）によってしなければならない。

（指定の辞退）

第 6 条 法第 91 条又は第 113 条の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書（別記様式第 6 号）によってしなければならない。

（介護老人保健施設の変更の許可の申請）

第 7 条 法第 94 条第 2 項の規定による変更の許可の申請は、介護老人保健施設変更許可申請書（別記様式第 7 号）によってしなければならない。

（指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請）

第 10 条 法第 108 条第 1 項の規定による申請は、指定介護療養型医療施設指定変更申請書（別記様式第 10 号）によってしなければならない。

（公示）

第 11 条 法第 78 条、第 85 条、第 93 条、第 115 条又は第 115 条の 9 の規定による公示は、指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防サービス事業者に関する次に掲げる事項について行うものとする。

(1)～(6) [略]

別記

様式第 1 号（第 2 条関係）

[略]

[略]					
指定（開設許可）を受けようとする事業所・施設の種類の種類	[略]				
	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定（許可）申請をする事業等（事業開始予定年月日）	既に指定等を受けている事業等（指定（許可）年月日）	様式
	[略]				
施設	[略]				
	介護老人保健施設				付表 15
	介護療養型医療施設				付表 16
[略]					
[略]					

別記様式第 1 号の付表 16 及び付表 16-2 を削る。

別記様式第 2 号を次のように改める。

要とする旨の申出書（別記様式第 3 号）によってしなければならない。

（変更等の届出）

第 5 条 法第 75 条、第 82 条、第 89 条、第 99 条、第 115 条の 5 又は旧法 111 条の規定による届出は、変更に係るものにあつては変更届出書（別記様式第 4 号）によって、事業の再開に係るものにあつては再開届出書（別記様式第 5 号）によって、事業の廃止又は休止に係るものにあつては廃止（休止）届出書（別記様式第 5 号の 2）によってなければならない。

（指定の辞退）

第 6 条 法第 91 条又は旧法第 113 条の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書（別記様式第 6 号）によってなければならない。

（介護老人保健施設の変更の許可の申請）

第 7 条 法第 94 条第 2 項の規定による変更の許可の申請は、介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（別記様式第 7 号）によってなければならない。

（指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請）

第 10 条 旧法第 108 条第 1 項の規定による申請は、指定介護療養型医療施設指定変更申請書（別記様式第 10 号）によってなければならない。

（公示）

第 11 条 法第 78 条、第 85 条、第 93 条、第 115 条又は第 115 条の 10 の規定による公示は、指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防サービス事業者に関する次に掲げる事項について行うものとする。

(1)～(6) [略]

別記

様式第 1 号（第 2 条関係）

[略]

[略]					
指定（開設許可）を受けようとする事業所・施設の種類の種類	[略]				
	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定（許可）申請をする事業等（事業開始予定年月日）	既に指定等を受けている事業等（指定（許可）年月日）	様式
	[略]				
施設	[略]				
	介護老人保健施設				付表 15
[略]					
[略]					

様式第 2 号 (第 3 条関係)

受付番号 ※

指定居宅サービス事業者 (指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者) 指定 (開設許可) 更新申請書

平成 年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住所
名称

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

介護保険法第 4 条第 1 項に規定する指定介護サービス事業者 (指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者) の指定 (開設許可) 更新を、関係書類を添えて申請します。

事業所所在地市町村番号 ※

申請者	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 都 道 府 県 郡 市 区 (ビルの名称等)				
	申請者連絡先	電話番号		FAX 番号		
	法人の種類					
	代表者の職・氏名・生年月日	職名	フリガナ	生年月日		
		氏名				
	代表者の住所	(郵便番号 ー) 都 道 府 県 郡 市 区 (ビルの名称等)				
更新を受けようとする事業所・施設の種類の種類	フリガナ					
	名称					
	事業所等の所在地	(郵便番号 ー) 都 道 府 県 郡 市 区 (ビルの名称等)				
	事業所連絡先	代表電話番号				
	更新を受けようとする事業等の種類		実施事業	更新年月日	現に受けている指定 (許可) の有効期間満了日	
	指定居宅サービス	訪問介護				
		訪問入浴介護				
		訪問看護				
		訪問リハビリテーション				
		居宅療養管理指導				
		通所介護				
		通所リハビリテーション				
		短期入所生活介護				
		短期入所療養介護				
		特定施設入居者生活介護				
		福祉用具貸与				
		特定福祉用具販売				
	施設の種類	居宅介護支援事業				
		施設	介護老人福祉施設			
			介護老人保健施設			
介護療養型医療施設						
指定介護予防サービス		介護予防訪問介護				
		介護予防訪問入浴介護				
		介護予防訪問看護				
		介護予防訪問リハビリテーション				
		介護予防居宅療養管理指導				
		介護予防通所介護				
		介護予防通所リハビリテーション				
		介護予防短期入所生活介護				
		介護予防短期入所療養介護				
		介護予防特定施設入居者生活介護				
		介護予防福祉用具貸与				
		特定介護予防福祉用具販売				
		介護保険法に規定する人員基準充足の状況		充足している ・ 充足していない (該当するものに○)		
		事業所運営に係る損害賠償保険加入の有無		加入している ・ 加入していない (該当するものに○)		
	介護保険事業所番号					

備考 1 ※印欄には、記入しないでください。

2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記入してください。

3 「実施事業」欄は、今回申請する事業又は施設にあっては「○」と、指定又は許可があったとみなされた事業又は施設にあっては「みなし」と記入してください。

4 添付書類として、誓約書、役員等名簿、介護支援専門員一覧（該当するサービスに限る）、宮崎県収入証紙が必要です。

5 更新申請書に虚偽の記載があった場合には、指定取消の対象となることもありますので御注意ください。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後														
<p>様式第 3 号（第 4 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">開設者</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊦</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>介護保険法第 条第 1 項ただし書（同法第 115 条の 10 において準用する場合を含む。）により、次のとおり指定を不要とする旨を申し出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">施設の名称等</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定を不要とする事業の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療機関コード</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 「指定を不要とする事業の種類」欄は、指定を不要とする居宅サービスの番号に○を付してください。</p>	施設の名称等	[略]	[略]		指定を不要とする事業の種類		医療機関コード		<p>様式第 3 号（第 4 条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">知事 殿</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">開設者 <u>（所在地）</u></p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊦</p> <p style="text-align: center;">（名称及び代表者職・氏名）</p> <p>次のとおり指定を不要とする旨を申し出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">施設（又は医療機関）</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申出に係る居宅サービスの種類</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 1 申出を行う居宅サービスについて○印を付してください。</p> <p>2 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。</p>	施設（又は医療機関）	[略]	[略]		申出に係る居宅サービスの種類	
施設の名称等	[略]														
[略]															
指定を不要とする事業の種類															
医療機関コード															
施設（又は医療機関）	[略]														
[略]															
申出に係る居宅サービスの種類															

別記様式第 4 号及び別記様式第 5 号を次のように改める。

様式第 4 号（第 5 条関係）

変更届出書

年 月 日

知事 殿（様）

住所
 事業（開設）者（所在地）
 氏名
 （名称及び代表者職・氏名）

印

次のとおり指定（許可）を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

介護保険事業所番号											
指定内容を変更した事業所（施設）		名称									
		所在地									
サービスの種類											
変更があった事項						変更の内容					
1	事業所（施設）の名称	（変更前）									
2	事業所（施設）の所在地										
3	事業（開設）者の名称・主たる事務所の所在地										
4	代表者の職・氏名、生年月日及び住所										
5	定款・寄附行為及びその登記事項証明書、条例等 （当該事業に関するものに限る。）										
6	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等										
7	備品 （訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業に限る。）										
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所 （介護老人保健施設を除く。）										
9	サービス提供責任者の氏名及び住所										
10	運営規程										
11	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関										
12	事業所の種別										
13	提供する居宅療養管理指導の種類	（変更後）									
14	事業実施形態 （単独型、本体施設が特別養護老人ホームの場合の 空床利用型・併設型の別）										
15	入院患者又は入所者の定員										
16	福祉用具の保管及び消毒方法 （委託している場合にあつては、委託先の状況）										
17	併設施設の状況等										
18	役員の氏名、生年月日及び住所										
19	介護支援専門員の氏名及びその登録番号										
20	その他										
変更年月日											

備考 1 該当項目番号に○を付してください。

2 変更内容が分かる書類を添付してください。

3 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第 5 号 (第 5 条関係)

再開届出書

年 月 日

知事 殿 (様)

住所
 事業 (開設) 者 (所在地)
 氏名
 (名称及び代表者職・氏名) 印

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号												
再開した事業所	名称												
	所在地												
サービスの種類													
再開した年月日	年 月 日												

- 備考 1 事業の再開に係る届出にあっては、介護保険法施行規則に定める当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。
- 2 この様式は、九州各県 (沖縄県を除く。以下同じ。) の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記様式第 5 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 5 号の 2（第 5 条関係）

廃止（休止）届出書

年 月 日

知事 殿（様）

住所

事業（開設）者（所在地）

氏名

（名称及び代表者職・氏名）

印

次のとおり事業を廃止（休止）するので届け出ます。

	介護保険事業所番号												
廃止（休止）する事業所	名称												
	所在地												
サービスの種類													
廃止又は休止の別	廃止 ・ 休止												
廃止又は休止する年月日	年 月 日												
廃止又は休止する理由													
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置													
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日												

備考 1 廃止又は休止する日の 1 月前までに届け出てください。

2 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>様式第 6 号 (第 6 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>宮崎県知事 _____ 殿</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">開設者</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊦</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>介護保険法第 1 条の規定により、指定介護老人福祉施設 (指定介護療養型医療施設) の指定の辞退を届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>備考 [略]</p>	<p>様式第 6 号 (第 6 条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">知事 殿</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">開設者 (所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊦</p> <p style="text-align: center;">(名称及び代表者職・氏名)</p> <p>次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 [略]</p> <p style="text-align: center;">2 この様式は、九州各県 (沖縄県を除く。以下同じ。) の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。</p>																								
<p>様式第 7 号 (第 7 条関係)</p> <p>介護老人保健施設変更許可申請書</p> <p>[略]</p> <p>宮崎県知事 _____ 殿</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊦</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)</p> <p>介護保険法第 94 条第 2 項の規定により、介護老人保健施設の開設許可事項の変更の許可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">運営規程 (職種・員数・職務内容又は入所定員の増加に関する部分に限る。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 1 該当項目番号に○を付けること。</p> <p style="text-align: center;">2 変更内容が分かる書類を添付すること。</p>		[略]	[略]		変更事項		[略]	[略]	4	運営規程 (職種・員数・職務内容又は入所定員の増加に関する部分に限る。)	5	[略]	<p>様式第 7 号 (第 7 条関係)</p> <p>介護老人保健施設開設許可事項変更申請書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">知事 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地</p> <p style="text-align: center;">開設者 名 称</p> <p style="text-align: center;">代表者職・氏名 ㊦</p> <p>次のとおり介護老人保健施設の開設許可事項の変更の許可を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">運営規程 (職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 1 該当項目番号に○を付してください。</p> <p style="text-align: center;">2 変更内容が分かる書類を添付してください。</p> <p style="text-align: center;">3 この様式は、九州各県 (沖縄県を除く。以下同じ。) の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。</p>		[略]	[略]		変更事項		[略]	[略]	4	運営規程 (職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る。)	5	[略]
	[略]																								
[略]																									
変更事項																									
[略]	[略]																								
4	運営規程 (職種・員数・職務内容又は入所定員の増加に関する部分に限る。)																								
5	[略]																								
	[略]																								
[略]																									
変更事項																									
[略]	[略]																								
4	運営規程 (職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る。)																								
5	[略]																								
<p>様式第 8 号 (第 8 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>宮崎県知事 _____ 殿</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">開設者</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊦</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>介護保険法第 95 条第 1 項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の管理者の承認を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 管理者になろうとする者の経歴等を記載した書類を添付してください。</p> <p style="text-align: center;">2 「申請理由」欄は、該当する番号に○を付してください。</p>	<p>様式第 8 号 (第 8 条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">知事 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地</p> <p style="text-align: center;">開設者 名 称</p> <p style="text-align: center;">代表者職・氏名 ㊦</p> <p>次のとおり介護老人保健施設の管理者の承認を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 管理者になろうとする者の経歴等を添付してください。</p> <p style="text-align: center;">2 「申請の理由」欄については、該当項目番号に○を付してください。</p>																								

様式第 9 号 (第 9 条関係)

[略]

宮崎県知事 _____ 殿

住所

開設者

氏名

㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]	
申請に係る施設	名称
	所在地
許可を受けようとする広告事項	
[略]	

様式第10号 (第10条関係)

[略]

宮崎県知事 _____ 殿

住所

開設者

氏名

㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

[略]		
入院患者の推定数 (申請に係る事業を行う部分に限る。)	人	
入院患者の定員 (申請に係る病棟又は病室に係るものに限る。)	(変更前)	(変更後)
	人	人

備考 1 「当該申請に係る施設の指定介護療養型医療施設の類型」欄は、該当する番号に○を付してください。

2 申請に係る病棟又は病室に係る次の資料を添付してください。

(1)・(2) [略]

(3) 従業者の勤務体制及び勤務形態

3 この様式は、九州各県（沖縄を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第 9 号 (第 9 条関係)

[略]

知事 殿

所在地

開設者

名称

代表者職・氏名

㊟

[略]

[略]	
許可を受けようとする広告事項	
[略]	

備考 この様式は、九州各県（沖縄を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第10号 (第10条関係)

[略]

知事 殿

住所

開設者 (所在地)

氏名

㊟

(名称及び代表者職・氏名)

[略]		
入院患者の推定数 (申請に係る事業を行う部分に限る。)	[略]	
入院患者の定員 (申請に係る病棟又は病室に係るものに限る。)	(変更前)	(変更後)

備考 1 「当該申請に係る施設の指定介護療養型医療施設の類型」欄については、該当項目番号に○を付してください。

2 次の書類を添付（当該申請に係る病棟又は病室に係るものに限る。）してください。

(1)・(2) [略]

(3) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務体制及び勤務形態

3 この様式は、九州各県（沖縄を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の指定等に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

統計審議会規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成24年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 265号

統計審議会規程の一部を改正する告示

統計審議会規程（昭和31年宮崎県告示第 528号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第4条 審議会の庶務は、宮崎県 <u>県</u> 民政政策部統計調査課で処理する。 。	第4条 審議会の庶務は、宮崎県 <u>総合</u> 政策部統計調査課で処理する。 。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。